

2018年11月27日

東京都知事

小池 百合子 殿

一般社団法人 東京経営者協会

会長 富田 哲郎

2019年度 都政への提案

会員からの意見を集約し、下記のような提案をいたしますので、都政とその運営にあたり、活かしていただくようお願いいたします。

I. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた提案

1. オリンピック・パラリンピック開催期間中の公共交通機関の分散利用促進

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下、「東京2020大会」）メインスタジアムのほか、首都圏各所で開催される競技関係者及び観客の輸送確保の観点から、特に朝夕通勤時間帯は通常の旅客流動と輻輳し、混雑が予想されます。

現在、時差 Biz 等の継続的な取り組みはありますが、大会期間中は TDM（交通需要マネジメント）の実効性をより高め、オフピーク通勤や休暇取得の推奨など、これまで以上に利用者分散の取り組みを進めることにより、経済活動とオリンピック需要の快適な両立を図ることが必要です。

TDM 推進にあたっては、企業において具体的な対応を進めるために必要な混雑エリア、混在ピーク時間帯のシミュレーション結果や、1年前トライアル実施内容等の情報提供について、組織委員会と協力して早期の対応をお願いいたします。特にロンドン2012大会の事例ならびにその検証、東京2020大会に参考となる具体的な取り組み内容なども併せてご提供いただくとありがたいと考えます。

2. セキュリティに関するオリンピック・パラリンピック関係者の連携

東京2020大会期間中におけるセキュリティ対策について、東京都、組織委員会をはじめとするオリンピック・パラリンピック関係者と連携しながら対応を検討している企業もあります。その中で一般道路に対する交通規制や大会関連施設及びその周辺エリアに対する入場制限等が発生する場合は、それらの情報を可能な限り早めに情報提供をしていただきたいと思います。また、セキュリティに対する様々な検討を進める中で、東京都、警視庁、組織委員会、国など様々な団体がそれぞれの検討を進めており、最終的にどの機関が情報を

一元管理して、責任をもって検討を進めていくのか、整理できていると企業の検討がスムーズにいくと考えます。

3. 東京 2020 大会における連絡体制の構築

東京都は、東京 2020 大会の運営に係る総合的な連絡調整や競技会場周辺対応を行う都市オペレーションセンターを設置し、TDM を行う輸送センターや組織委員会が設置するメインオペレーションセンターと連携を図ることになると考えます。企業としても大会期間中の情報共有ルールや連絡体制を構築する上で、そうした組織間の連絡体制に関する検討状況に関して早めの情報共有をしていただきたいと思いますと考えます。

4. 共生社会の実現に向けた企業への支援策

東京 2020 大会を契機として、共生社会の実現を図るために各種対応をしている企業を後押しするような支援策（具体的には優れた取り組みの事例紹介や、顕著な貢献のある企業の表彰制度などの設立等）の検討をお願いいたします。共生社会実現の取り組みは長期的に見て必須ですが、短期的な成果が見えにくいものであるため、優秀事例の周知やインセンティブ拡大の観点からの何らかの後押しがあると対応に弾みがつくと考えます。

5. 2019 年夏の同時期に東京 2020 大会を想定した自然リスク（猛暑、豪雨等）や、交通渋滞、バリアフリー化の推進状況等に係る実証テストの実施

東京 2020 大会に向けた取り組みは着実に進んでいるものの、例えば、自然リスク（猛暑、豪雨など）や、交通渋滞、バリアフリー化の推進状況等に対する不安はなかなか払拭できません。大会運営者やボランティアが想定どおりに行動できるかなども不安が残ります。また、行政・企業等が同時に同一の障がい者スポーツ大会について、開催の呼びかけを行った場合に、観客席がどの程度埋まるものかも未知数です。このための提案として、2019 年夏の同時期に、東京都の号令のもとで、行政・企業などが全員一体となって大々的な実証テストなどの実施をお願いいたします。この結果、新たな課題が発見できれば、残りの 1 年間で解決に向けた取り組みも十分にできるものと考えます。

6. オリンピックの暑さ対策

マラソン競技においては酷暑が予想される中、選手・観客の熱中症予防のためにも、沿道の道路面に塗装する遮熱塗料の活用などの暑さ対策が急務であると考えます。

7. 東京 2020 大会に向けて、健常者スポーツ大会と障がい者スポーツの同時開催など、より一体感のある取り組みへの更なる支援

東京 2020 大会開催まで 2 年をきり、東京パラリンピックの成功はもちろんですが、2020 年以降も継続的に障がい者スポーツを盛り上げていけるよう、支援、理解促進に対してこれ

まで以上の連携、ご支援をお願いいたします。

これまでの行政・企業などによる積極的な取り組みによって、障がい者スポーツの大会観戦者やイベント参加者は、増加傾向にあると認識していますが、どの大会会場でも、まだ観客席には空席が目立っています。

より多くの人たちに障がい者スポーツを知ってもらい、見てもらえる機会をつくることや、共生社会の実現という観点から、障がい者スポーツと健常者スポーツが一体感を持って運営されることは、とても重要なことであると考えます。

8. 東京 2020 大会を通過点として、障がい者スポーツの「知る」、「見る」、「体験する」、「支える」の取り組みの推進

障がい者スポーツへの行政・企業などの取り組みのピークが東京 2020 大会となつてはいけません。企業等とも連携しながら、全員が力を合わせて、障がい者スポーツの「知る」、「見る」、「体験する」、「支える」の取り組みを更にステップアップさせて、共生社会を実現させていくことが、首都東京に求められていると考えます。

II. 防災対策に関する提案

1. 「首都直下地震への万全の備え」における生活用水の確保の追加

『重点政策方針 2018』の中の、「戦略 1 みんなでつくる強固な防災対応力を備えるまち」の項目の一つとして、「首都直下地震への万全の備え」について記載されていますが、生活用水の確保についても記載すべきと考えます。

東日本大震災をはじめ、各地で発生している大震災発生時において、最も住民が困っていることのひとつが生活用水不足とされています。実際、給水ライフラインの断水が長期化してトイレ洗浄水が足りなくなった事例もありました。災害後にライフラインが途絶した際でも防災拠点建築物の機能継続を図るために、非常時の断水に備えた井水活用や雨水貯留、水蓄熱槽など多様な水源を確保することが望ましいと考えます。

2. 強靭性を持った対応力の更なる強化

近年、日本各地において、実に多くの自然災害が発生しており、この様な災害に関する危険はますます高まっているように感じます。「災害は必ず発生する」との考えに立ち、強靭性を持った対応力の強化について、優先順位をあげた取り組みの検討をお願いいたします。河川の氾濫への対策、老朽化したインフラ対策などは、喫緊の課題であると考えます。

3. 地下鉄及び地下街に対する浸水対策

百貨店は地下売場が地下鉄改札階と同レベルにあり、かつ電気設備が更に地下階にある構造が多いのが現状です。そのため、豪雨等の際に地下鉄の鉄道網が水道管の役割を果たし

て地上よりも早く浸水したり、地下鉄入口（民間事業者の入り口含む）からの雨水が浸入したりすることにより、地下売場や電気設備が浸水すると、営業中断の長期化が予想されます。防災及び事業継続という観点から、地下鉄及び地下街に対する浸水対策を進めていただきたいと考えます。

4. 木密地域をはじめとした火災発生防止への取り組み強化等のための施策

(1) 空き家対策の強化（高齢者世帯への早い段階からの提案を含む）

平成 25 年統計では、東京都の空き家総数 82 万戸のうち、「腐朽・破損あり」の空き家数は約 16 万戸で全体の約 2 割を占めています。このうち、長期不在等のものは約 4 万戸あります。また、空き家は団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年以降に増加すると予測する者もいます。木密地域に存在する空き家が管理不全な状態に進行し、更に量的にも増加していくことになれば、ひとたび火災が発生すると延焼により大規模な連続火災を引き起こし地域全体に大災害をもたらす危険性が高まります。このためにも、木密地域での空き家対策の強化は特に重要と考えます。また、今後も所有者の高齢化に起因して空き家化していくケース（例：高齢により施設へ入居するなど）が増えると予想されますので、70 歳前の年齢層など早い段階から、空き家化した際の問題や、都・市区町村の支援策などを理解してもらうための取り組み強化も重要であると考えます。

(2) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」への感震ブレイカーの早期導入に向けた取り組み推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災（本震）では、出火原因が特定できたもののうち（津波による火災を除く）、電気に起因する火災が 60%強の割合を占めており、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 26 年 3 月閣議決定）では、出火防止対策として、感震ブレイカー等の普及促進が位置づけられました。また、これを受けて、内閣府、消防庁、経済産業省の連携のもと、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会の「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について（報告）」の中で、特に「地震時等に著しく危険な密集市街地」における緊急的・重点的な感震ブレイカー等の普及が求められました。

感震ブレイカーの導入にあたっては、在宅医療機器を使用している場合などの課題はあるものの、著しく危険な密集市街地については、早期導入を計画的に進められることを希望します。

※「地震時等に著しく危険な密集市街地」：密集市街地のうち、延焼危険性または避難困難度が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地。

Ⅲ. 環境・エネルギー問題に関する提案

1. 2020年度から始まる「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下、キャップ&トレード制度）」第三計画期間の制度設計

(1) 基準年度における基準排出量の検討

新たな基準年度（基準排出量）の設定は、設備投資の無理な前倒しや我慢の節電などにより、先行して目標数値以上のCO₂削減に取り組んできた優良な事業者に不利となるため、再検討をお願いいたします。

(2) 削減義務者の適用拡大

CO₂総量削減という本来の見地から、大規模事業所だけに削減義務を課すのではなく、中小事業者や中小ビルオーナーにも削減義務を課して、実効性を担保することが肝要と考えます。

(3) 再エネ事業者の推奨

東京都は、「低炭素電力 認定供給事業者」として再エネ比率の高い15社を公表していますが、推奨に際しては個別の企業の経営状態や将来性にもご留意いただきたいと考えます。

(4) 非化石証書の取扱

非化石証書は、国策としての原子力発電をゼロ・エミッション電力として再エネと同列に扱おうとしているものです。東京都には、非化石証書を安易に制度に取り込まないようお願いいたします。

2. キャップ&トレード制度の第三・第四計画期間の削減義務率について、各期間の削減義務率を均等に設定する制度の制定

既存事業所においては、削減義務を達成するために、第二計画期間中に高効率設備への更新をはじめとした設備投資を行っているケースも多いと思われます。また、削減目標の完全履行に備え、第一計画期間に風力由来のグリーン電力証書を大量に購入している企業もあります。しかしこのような意欲的な削減をしたにもかかわらず、第三計画期間での削減義務量とのバランスによっては、達成した削減努力を十分に第三計画期間へバンキングできないことが懸念されます。この現象は、第一、第二計画期間に大幅な削減を達成した事業所ほど利用できないバンキング量が増えるという結果をもたらすことになります。

第一、第二計画期間での努力が適切に評価されるため、第三、第四計画期間の削減義務率は同率であることを希望します。

3. キャップ&トレード制度の適用における使用段階でのエネルギー使用量削減とセットで評価するような制度の運用

低炭素電源の選択を促す仕組みは重要と考えますが、エネルギー使用量が増加しても低炭素電源により評価されてしまうケースも発生すると考えられます。このようなケースでは、何らかの理由により低炭素電源が選択できなくなる場合に排出量の極端な増加が避け

られません。脱炭素化に向けた道半ばの現時点においては、使用段階におけるエネルギー消費を削減していくことを大前提とすることで電源にかかわらず CO₂排出量を削減できると考えます。

4. 効率コージェネレーションの廃熱を最大限に活用する事業者に対するインセンティブの付与

「キャップ&トレード制度」や「地域におけるエネルギーの有効利用制度」などにおける高効率コージェネレーション（以下、「コージェネ」）の廃熱を最大限に活用する事業者に対するインセンティブとして、コージェネ廃熱の受入を行う場合、コージェネ廃熱に係る CO₂排出量を「ゼロ」評価とするようお願いいたします。

低炭素・快適性・防災力を同時に実現する「スマートエネルギー都市」の実現に向けて、自立分散型コージェネ導入促進には、地域全体でその廃熱の面的利用を促進するインセンティブが必要です。ガスエンジンコージェネの排気熱や冷却水を回収して得た熱は、熱需要に応じて量や質を調整できないため、他事業者へ提供しなければ廃棄することが見込まれる未利用熱とみなせると考えます。（省エネ法では、平成 29 年度定期報告より、コージェネ（ガスエンジン）廃熱は未利用熱としてゼロカウントが可能：未利用熱活用制度）

5. 再生可能エネルギー由来の CO₂フリー水素を活用したガス燃料の再エネ化

再生可能エネルギーを活用して生成した水素やメタンを直接的に自動車に利用する仕組みが構築されていますが、そのためのインフラが必要となり膨大なコストがかかります。水素を直接的にもしくは電気に変換して使用するのではなく、ガス燃料と組み合わせ、既存のガス導管を使って供給することは、コストミニマムで再生可能エネルギー由来の水素の活用用途拡大につながると考えます。

6. 「地域におけるエネルギー有効利用計画制度」におけるエネルギー効率（COP）基準の見直し

「地域におけるエネルギー有効利用計画制度」の中で地域冷暖房のエネルギー効率（COP）基準が設定されていますが、既存の地域冷暖房は、熱源・搬送方式、供給区域範囲、冷温熱比率、熱媒体、稼働率等、エネルギー効率に関わる条件が千差万別であり、一律に COP のみで評価することは難しいものがあります。また地域冷暖房の社会的意義は、COP だけでなく、地域における防災性の向上や節電効果など多岐にわたります。そこで、地域冷暖房事業者の企業努力を評価し、継続的な地域貢献を促す新たな制度の検討を要望します。一例として、COP だけではなく BCP 効果、節電・電力負荷平準化効果などを総合的に評価できる指標の設定により、地域冷暖房の社会的意義を評価することが可能と考えます。

7. 自立分散型電源の導入強化（義務化）や補助制度の拡充

低炭素・快適性・防災力を同時に実現する「スマートエネルギー都市」の実現に向けて、都市再生特区や都市開発諸制度の適用エリアでの自立分散型電源の導入強化（義務化）や、国交省と連携した補助制度の拡充をお願いいたします。

「都市づくりのグランドデザイン 戦略 3：災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築」の取り組みとして「拠点形成に際し、自立分散型の発電施設の立地を促進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入しながらエネルギーの安定的な供給と事業継続性の確保」と記載されています。しかし北海道地震などの大規模災害を踏まえ、より実効性のあるガイドラインや補助制度が必要と考えます。

IV. 雇用・労働に関する提案

1. 東京都をはじめとした行政機関による障がい者雇用への取り組み

行政機関にて知的・精神系に重きをおいた雇用率の引き上げを推進いただくとともに、民間企業へ過度な負担をかけない全体最適視点での障がい者雇用への取り組みを要望します。

障がい者の雇用環境においては身体障がい系が求職者の売り手市場なのに対し、精神・知的については雇用が進んでいないのが実態であると認識しています。

今後、全体的に偏りなく身体・知的・精神各カテゴリーの雇用環境が改善されることが望まれる中で、率先垂範の立場にある行政機関にて知的・精神系に重心をおいた雇用を推進いただき、障がい者雇用促進の先導役として偏りのない全体最適視点での取り組みを要望します。

2. シェアオフィスの設置及び展開の推進

昨今の働き方改革という社会的ニーズへの対応や、海外からのビジネスマンや旅行者の利便性向上による東京の都市としての魅力向上を目指し、駅構内等におけるシェアオフィスの展開が検討されており、短時間の立寄りを想定したボックス型の一人用ワークブースを実験的に設置することを予定している企業もあります。

実験以降の本格的な設置へ向け、建築基準法上の許可が不要となる仕様の統一を関係する行政（23特別区等）と図っていただくようお願いいたします。

具体的には、当該ワークブースが建築物であるか如何により、場所に応じた法令に基づく設置可否、必要な法令手続きが異なります。比較的容易に設置することが可能な建築物にあたらぬワークブースの設計を行うにあたって、具体的・個別的な判断材料を得たいと考えます。

なお、これまでの各建築行政への事前相談においては、消防上の課題をクリアすることを前提として、天井の有無により確認申請の要否を判断するもの、工具等を必要とせず可動できるかの可否で申請の要否を判断するもの、総合的に判断する等の判断が行政により分かれています。

駅などの利便性の高い立地におけるオフィスブースでの拡充は、働き方改革の推進や東京の都市魅力向上に有意義と考えます。本格的な設置を推進できる建築基準法の運用をお願いいたします。

3. 公共施設のテレワーク用コワーキングスペースとしての活用

場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークの推進に向けた動きが高まっているところですが、今後、柔軟な働き方の更なる推進に加え、CO₂の削減及び交通渋滞緩和への貢献という観点から、更なるテレワークの活用促進が必要と認識しています。

そこで、都や区が保有している施設（公民館等）について、Wi-Fi インターネット接続環境を整備するなど、テレワーク用のコワーキングスペースとして活用するための環境整備の検討をお願いいたします。

都内の各地にコワーキングスペースが設置されることにより、テレワークの活用度が高まり、働き方改革に貢献できるものと考えます。

なお、コワーキングスペースの活用は、ICT 技術の利用により、設備管理、予約管理、身元管理などをコストミニマムで運用することで、利用者の費用負担を軽減することが可能であると考えます。

V. 観光に関する提案

1. 東京都の観光事業者に対する多言語案内対応のサポート拡充

「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関するアンケート」(2017年 観光庁)によると、訪日外国人旅行者が旅行中に困ったことの第1位が「施設等のスタッフとのコミュニケーション」となっています。また、自然災害等の異常時における訪日外国人旅行者への正確かつ迅速な情報提供を行うためにも、施設等のスタッフの多言語案内対応力の強化が喫緊の課題です。

政府は、「観光ビジョン実現プログラム2018」において、「VoiceTra」等の多言語音声翻訳システムについて交通施設や観光案内所等を対象とした実証実験等、更なる普及に取り組むこととしています。

東京都は、インバウンド対応力強化支援に向けて、多言語対応（施設・店舗の案内表示、室内・店内設備の利用案内、ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレット導入等）に対する補助金制度を設けていますが、これらハード面に加え、「多言語対応音声翻訳システム」の更なる普及拡大の取り組みやスタッフ向け教育機会の創出等、ソフト面でのサポート拡充により、東京2020大会に向け、訪日外国人旅行者のコミュニケーションに係る不満軽減を図る官民挙げた取り組みを推進していくことを提案します。

VI. 健康推進に関する提案

1. 「ヒートショック」対策の重要性の更なる周知推進と補助制度の拡充

平成 28 年 3 月に今後 10 年の住宅政策の指針として閣議決定された、新たな「住生活基本計画（全国計画）」には「高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現」に向けた具体的な施策の中に、「ヒートショック対策」が明記されました。東京都においても「健康・快適居住環境の指針（平成 28 年度改訂版）」、「2016-2025 東京都住宅マスタープラン（平成 29 年 3 月）」、「都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）」にヒートショック対策が必要であることを明記して、都民への周知を図っていただいております。「既存住宅における高断熱窓導入促進事業」により、内窓設置に対する補助事業も実施されているところです。

一方、消費者庁による冬場に多発する高齢者の入浴中の事故に対する注意喚起（平成 28 年 1 月 20 日発表）では、安全に入浴するための注意点として、脱衣所や浴室を暖めることが挙げられています。断熱性能向上も非常に重要ではありますが、適切な暖房が無いと脱衣室や浴室の温度は低下していくため、適切な暖房機器の設置は事故防止に対する重要な対策となります。

今後、ますます高齢者の増加が想定されているため、高齢者の入浴中の事故も増える懸念があります。今のうちから入浴中の事故対策をするためにも、脱衣室や浴室の断熱改修工事や暖房機器設置に対し、支援する制度を構築することを提案いたします。「高齢社会対策区市町村包括補助事業」での対象事業に、温度バリアフリー工事を追加することも一案と考えます。

2. 住宅内の IoT データを活用した健康リスク予防方策に対する補助制度の充実

宅内の IoT 化が進み、宅内の生活環境を可視化できるようになってきました。それら IoT センサーを活用して健康寿命に影響を及ぼすリスク（例えば「ヒートショック」、「熱中症」、「アレルギー等」）を取得したデータ（温湿度、CO₂、日射量等）で分かりやすく可視化し、リスク低減のための方策を都民に知らせる仕組み構築のための補助支援の充実をお願いいたします。それにより、健康寿命の延伸につながり、介護保険料、国保保険料が低減する効果は自治体にとって重要と考えます。

VII. 高齢化対応に関する提案

1. 介護保険が適用される介護施設等で使用する土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置

高齢化の進展により、今後要介護、要支援の介護保険適用者の増加が推測されます。健康寿命の伸長と高齢者の生きがいの向上を図る目的に、運動機能訓練等をメニューとする通所型介護施設等を整備することで、増大する社会保障給付費の抑制効果も期待できます。通所型介護施設等の介護施設の整備促進にあたって、固定資産税及び都市計画税の減免によ

る税制面からの支援をお願いいたします。

2. 「見守りサービス」の普及拡大に向けた支援策の充実

平成30年9月15日現在の東京都の高齢者（65歳以上）人口は307万8千人となり、対前年比では2万6千人の増加となっております。高齢者人口のうち、65歳から74歳までの人口は150万人、75歳以上は157万8千人となり、初めて75歳以上の人口が65～74歳人口を超えました。

「3つのシティ実現に向けた政策の強化（平成30年度）」では、「2 高齢者が安心して暮らせる社会」において「ウェアラブル端末や見守りセンサーなど、ICTを活用した地域の見守り体制の構築を支援」と記載されております。

「見守りサービス」が普及することは、高齢者が安心して暮らせることだけでなく、孤立死・孤独死対策を防止できること、また離れて暮らす家族にも安心した毎日を提供できること等につながると考えております。

つきましては、「見守りサービス」の普及拡大に、より一層の支援策の充実をお願いいたします。

以上